

令和4年2月

総 会 議 事 錄

萩市農業委員会

令和4年2月総会

萩市農業委員会総会議事録

2月15日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第11号 事業計画変更承認について
議案第12号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第13号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番	横山	喜一郎	2番	田村	廣
3番	草野	隆司	4番	藤田	芳昭
5番	松田	由美子	6番	中野	恵子
欠席	長富	繁美	8番	品川	民雄
9番	原川	久美子	10番	鈴川	肇
11番	矢次	利典	12番	原田	知美
13番	守永	正範	14番	金子	哲也
15番	大石	博則	16番	岡崎	弘明
17番	鳥田	茂夫	欠席	尾木	武夫
19番	片岡	兼雄			

○議事録署名委員

2番 田村 廣 16番 岡崎 弘明

○議事

- 事務局長 ただいまから、令和4年2月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会長 開会のあいさつ

議長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 田村委員、16番 岡崎委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議長 議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第9号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

1月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.2km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積73m²外2筆で、合計で455m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0m²です。

権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

なお、申請地は先月の総会で、空き家に附属する農地として指定を受けております。

申請地の場所ですが、こちらですね。●●●のすぐそばの●●●の農地になっております。ここに●●●がございまして、この通りから1つ下に下がった通り、ここに2つ家がありますが、これが対象の空き家でございまして、この横と後ろに3筆、小さい畠がございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外にお住まいのため農地の管理が難しく、所有されていた空き家とともに萩市空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは元々萩市の出身で、ご両親も萩に住まれているため、萩に戻ってきた際の住居を空き家バン

クで探されていたところ、●●●さんの物件を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が50日、ご主人が50日となっております。

當農計画ですが、現在申請地には夏みかんなど柑橘類が植えられているため、引き続き果樹の栽培をするとともに、空いているスペースで野菜や花などを栽培されるご予定です。

今回から写真を付けるようにさせていただきました。こちらの2つの家が対象の空き家になっております。その裏にこういったかたちで、少し影になっておりますが、こういった状態で現在、柑橘類が植えられておりまして、一部野菜も植えてあった状況でございました。

最後に農機具の保有状況ですが、お父様が萩で農業をされているため、必要に応じて借りられるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして、1月の総会におきまして、空き家に附属する農地の指定で審議いただきまして指定された件でございます。内容につきましては、今詳しい説明が事務局の方からございました。今回からご覧のように写真が付いておりますので、見られたら、一見すぐ分かると思います。家については、2棟になっておりますけども、一部繋がっていて使用は1棟分ということになっております。1月の総会で説明したことになりがございませんけれども、一昨日ですが、個人的にですが、現地を見に行って感じたことは、歴史的景観地域の中に住宅、宅地などがあるのですが、普通は転用で住宅地や駐車場になるのですが、ここは昔のままの、周りに土塀がありまして、木造、瓦葺き、平屋の家があり、その家の裏には夏みかんの畑があると、これは昔からの景色でございますけれども、木の緑と夏みかんが黄色くなっていますが、この図柄がまさにマッチングしていい景色だと、この空き家に附属する農地の指定の意義

が反映されているのではないかとふと思いました。そういうことでございまして、皆さま方のご審議、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長　　ありがとうございました。今回から写真が付いて、写真に対しての詳しい説明もございましたが、質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　　それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　第2項の説明をお願いします。

事務局　　それでは、第2項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

2月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約350m、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積76m²外1筆で、合計で269m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は10,206m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地ですが●●●の近くになります。こちらに●●●がございますが、●●●の前の線路を渡ってずっと真っすぐ行くと、申請地がこちらにございます。申請地がこちらですが、ここに●●●がございまして、この申請地の後ろのこの住宅が譲受人の●●●さんのご自宅になっております。なので、●●●さんのご自宅の前の農地を買われるということで、この●●●さんのご自宅の隣が譲渡人の●●●さんが所有されている土地となっております。●●●さんは現在、●●●に住んでおられます、こちらにもお家をお持ちということでございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは現在市外にお住まいのため農地の管理が難しく、申請地付近にお住まいの●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは、自宅の目の前の農地であるため利便性が高く、これを了承されたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は30年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、ご主人が200日となっております。

営農計画ですが、現在申請地には、柑橘等が植えてありますので、引き続き、柑橘等の果樹を栽培されるご予定です。

申請地の写真ですが、こちらに棒が立ててありますが、この棒から溝、水路までの間が、●●●になります。もう1つの農地がこの奥側の農地になります。現在、果樹の木などが植えられていますが、引き続き栽培をされます。

最後に農機具の保有状況ですが、トラクター1台、管理機1台、草刈り機1台、軽トラック1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、ミニ耕運機1台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして2月4日に、事務局3名、●●●推進委員と現地確認を行いました。内容については、今事務局が説明したとおりでございまして、現地はご覧の通りの柑橘が少々と、5・6本はありましたが、中にはびわの苗木とかそういうものが、すでに植えてある場所でございました。農地の隣の●●●さんが、引き続き作られるということで、問題ないかと思っております。なお、この場所の近くには●●●さんの農地もあるということで、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

2月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約2.2km、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積82m²外1筆で、合計で783m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は17,599m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、申請地はこちらになりますが、●●●や●●●●があるあたりで、これが県道●●●号で●●●の方に、●●●に向かう道ですが、この●●●のあたりからずっと中に入って行って、申請地がこちらになります。申請者の自宅が申請地のそばにございます。拡大した図面ですが、こちらが申請者の譲受人の●●●さんのご自宅になっておりまして、周りも●●●さんの田畠がございます。申請地がこの道を挟んでこちらの農地と、長細い農地の2筆となっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で農地の管理が難しく申請地近くで農業をされている●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは、申請地は●●●さんが耕作されている農地に隣接しているため利便性が高く、これを了承されたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は40年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、奥様が200日となっております。

営農計画ですが、申請地には現在、ハナシバと果樹が植えられて

いまして、それを引き続き、栽培されるご予定です。

申請地ですが、まず右側の細い農地、こちらの道沿いに農地がありまして、ハナシバが植えてあります。こういった感じで、植えてありました。●●●さんの自宅から見ると、こういった感じで道に沿ってハナシバが植えてある状態でございます。もう1筆の方が、こういった状態で少し荒れているのですが、果樹が植えてあり、奥の方にはびわの木が植えてある状態でございます。

議長 ちょっとといいですか。これはどこが農地ですか。

事務局 ここですね。

議長 この大藪が農地ですか。

事務局 はい。一応、果樹が植えてあって、ここを整備してということです。

議長 リアルに見えるから、よく説明しないとわからないですよ。どこが農地なのか。

事務局 一応、ここに柵がちゃんとしてあって。

議長 さっきのハナシバのところも全く管理がしていない。ただハナシバが植わっているだけで、ハナシバは切りつめていかないと良い芽が出ないんですよ。

事務局 現在は、そういった状態ですが、これから●●●さんがきちんと管理をされるということでございます。

こういった感じで、このあたりがびわの木で、後ろから見た感じがこういった感じになっています。このあたり、ちょっと藪になっているところが、今回申請地ということで、これから●●●さんがちゃんと管理をされるということでございます。この道がどうしても●●●さんのご自宅に行くまでに通らないといけない道でもあり、この道沿いの農地が荒れると、●●●さんも困るということで、今回購入されて管理をされるということで、聞いております。

最後に、農機具の保有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、草刈り機2台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい●●●委員お願いします。

第14番 この件につきまして、2月3日に、●●●推進委員と、事務局2名で現地確認を行いました。今非常に荒れていると話が出たかと思いますが、譲渡人の●●●さんは高齢で、今現在、体調をくずされまして、農作業が出来るような状態ではないということで、農地はここだけではなく他にもあるわけですが、先ほど事務局の説明でもありましたように、とりあえずここを購入して、自宅への生活道路でもありますので、ここが荒れたのでは、通るのに支障があるということで、今から購入されてですね、管理されるということです。●●●さんも、娘さんが2人おられます、県外に嫁いでおり農地を継ぐものがいないということで、こういう状態になったものです。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。議案は、3ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

1月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2.5km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積879m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は9,917m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、このあたりになりますが、●●●から●●●の方に向かう道ですが、途中●●●がありますが、そのすぐそばになります。ここが●●●になりますが、申請地はこちらです。このあたりに●●●の建物がありますが、そこから少しこちらに入りまして、申請地はここになりますが、●●●さんのご自宅がこちらにございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、農地を相続されましたたが管理が難しく、このたび相続された財産を処分されたいとの意向で●●●さんへの売却を検討され、譲受人の●●●さんは、申請地がご自身が構成員となっている●●●が借りて耕作している農地であることもあります。この話を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。先ほども申しましたが、現在申請地は、●●●が借りて、耕作されている農地でございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は35年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が180日、娘さんが50日となっております。

営農計画ですが、引き続き、●●●さんが構成員になっている●●●に申請地を貸し付けて、水稻を栽培されるご予定です。●●●の構成員であることの証明が添付書類として、提出されておりますので、引き続き貸付されることに問題はございません。

申請地ですが、この田んぼになります。写真でいうと、この奥側の田んぼになります。現在●●●で耕作されておりますので、現状はきれいに整備されております。

最後に農機具の保有状況ですが、農事組合法人が所有する農機具を使用する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい●●●委員お願いします。

第8番　　1月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局3名と譲受人の●●●さんとで現地確認を行いました。内容につきましては、今事務局からの説明があったとおりで、特に補足することはないとですが、●●●さんが引き続き作られるので、何ら問題はないと思います。あと、●●●さんがその時言わっていたのが、現状はこういう形で農地を手放す方が増えておられる中で、法人が今現状は受け入れていますが、これからどんどん増えていった場合にどうなるのかということを危惧されていました。以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長　　詳しい説明、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　　それでは採決いたします。議案第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　第5項の説明をお願いします。

事務局　　それでは、第5項について説明いたします。議案は、3ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

2月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2.5km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積83m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,867m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

場所はさきほどの第4項の申請地のすぐそばのこちらになります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢のため農地の管理が難しく、後継者もいないことから売却したいと考えられ、譲受人の●●●さんは、現在●●●にお勤めで、申請地付近にはお仕事で毎日のように来られるので利便性が高く、この話を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は7年です。年間農作業従事日数は、ご本人が160日、奥様が70日、お父様が50日となっております。

営農計画ですが、露地野菜を栽培され、自家消費されるご予定です。

こちらが、写真になりますが、申請地はこちらになります。この奥に見えるのが先ほどの4項の申請地ですが、今回の申請地はこちらの方に杭が見えていますが、この道の端からこのあたりまでが申請地になります。後ろから見た感じがこちらになります。

最後に農機具の保有状況ですが、耕運機1台、管理機1台、刈り払い機2台、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局長挙手)

議長 はい。事務局お願ひします。

事務局長 第5項につきましては、本日、●●●委員さんが欠席されていまので事務局から現地調査についてご説明いたします。

2月2日、●●●会長、●●●委員、●●●地区の●●●推進委員、●●●推進委員、申請者の●●●さんと事務局3名で現地調査を行いました。

申請地は譲渡人の●●●さんの宅地と萩市所有の通路に挟まれた小農地で、宅地の部分はこれまでも、●●●さんが農作業用の軽トラック等の駐車場として使わせてもらっていたとのことで、今回、農地と合わせて●●●さんが譲り受けられるようです。

申請地については、これまで特に作付等はされていなかったようですが、きれいに管理されており、許可後は露地野菜の栽培をされるということで、●●●さんは●●●の法人の役員で法人の農作業にも従事されており、周囲の法人の耕作地と合わせて、こちらの申

請地についても今後、農地として管理していただけるものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは採決いたします。議案第5項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第6項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6項について説明いたします。議案は、3ページになります。

2月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.8km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積175m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は11,289m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地ですが、ここが●●●や●●●がございますが、そこからもう少し●●●に向かう途中のこちらに申請地がございます。申請地はこちらになりますが、譲受人の●●●さんのご自宅がここにございます。これが県道●●●号の●●●に向かう道でございますが、ここから少し入ったところになります。申請地の横に宅地が1筆あるのですが、元々昔は住宅が建ってようですが、現在は解いて更地になっていて、こちらについても所有者が同じ譲渡人の●●●さんということで、一緒に譲り受けるということです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは現在●●●の方にお住まいでの、申請地には少し遠方にあり管理が難しいため、申請地付近にお住まいの農家である●●●さんに譲り渡したいと考えられ、譲

受人の●●●さんもご自宅の前にある農地であるため、これを了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は20年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が100日となっております。

営農計画ですが、現在●●●さんは水稻と各種露地野菜の栽培をされていますが、申請地では露地野菜の栽培をされるご予定です。

こちらの農地が申請地になります。反対側から見た写真でございますが、このあたりになります。ここが譲受人の●●●さんのご自宅でございます。道を挟んで斜め向かいになっております。この奥のところが先ほど申し上げました宅地になっておりまして、この宅地も一緒に譲り受けられるということです。

最後に農機具の保有状況ですが乗用トラクター1台、管理機1台、草刈機1台、軽トラック1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、ミニ耕運機1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい。●●●委員お願いします。

第4番 ただいま、事務局から説明のあったとおりです。2月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局3名、計7名で現地確認を行いました。写真をご覧のように、古い家を取り崩して、萩市内に出られたということで、●●●さんはすぐ隣が家なので、農地としての役割はほとんどないと思うのですが、家のすぐ隣でこれが雑草になって景観を壊すことになるので、まわりをきれいにすること、譲り受けられたようです。家庭菜園的なものを一部植えられていました。昔だったら農地はお金というか財産だったのですが、今はまわりをきれいにするためにも、自分の家のまわりをきれいにするためにも手を入れていくということです。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 では、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
贈与ということですが、親戚関係とかは全くないわけですか。

事務局 はい。ございません。

議長 はい。管理ができないからお願いしますということですね。

事務局 はい。そうです。

議長 ということだそうです。よろしゅうございますか。
ほかに質疑はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第6項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第10号1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東1kmに位置し、第1種中高層住居専用地域にあり、過去に公共投資の対象となっておらず、周囲は宅地に囲まれた農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

場所ですが、●●●や●●●がある国道●●●号線の東側の住宅街となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積は1,249m²です。宅地部分の一体利用地を含めた全体面積は1,520.7m²です。

(スクリーンに分間図を表示)

転用者は、●●●の●●●を営む●●●さんで、所有者は●●●の無職の●●●さんと●●●の無職の●●●さんで、持分はそれぞれ2分の1です。

続いて分間図を説明いたします。転用目的ですが、宅地建物取引業者者の免許を持つ●●●さんが申請地を買い受け、用途地域内で5区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものであります。

所有者の●●●さんと●●●さんは、申請地を相続により譲り受けましたが、2人とも農地の管理、耕作が困難であるため売却に応じることとなられました。

隣接農地の関係ですが、北側と西側と南側は宅地、東側は市道(●●線)に接しており隣接農地はありません。

写真の説明ですが、こちらが東側の道路から見た外観でございまして、中に入ると、中央から道側を撮った写真、こちらが東側から西側を撮った写真で、こちらが南から撮った写真でございますが、塀に囲まれた中に、果樹や雑木等が植えられた農地でございます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、図面の下の東側の市道から進入路167.23m²を設け、198.18m²～467.07m²の区画を計5区画設けます。

なお、区画Eの467.07m²については、現在、木造2階建ての住居が建っておりますが、こちらは取り壊さずに、建てたままでの分譲と伺っております。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、自然流下で進入路の側溝から東側の市道道路側溝へ流入させ、汚水は、東側市道の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、多少畑の中に高低差があるため、多少の地ならしを行い、整地を行うため、土砂の流出等のおそれなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

第16番　　この件につきまして、2月4日、事務局3名と、●●●推進委員と、私の計5名で、現地確認を行いました。内容につきましては事務局からの説明があったとおりですが、家付きの宅地分譲ということになります。この持ち主の●●●さんは、まだ住んでおられるようです。以前のアンケート調査で、3、4年前にお伺いして、相続をしたけれど、どうしたら良いだろうかという相談を受けまして、人数が多くてどうしたらいいだろうかと、相談を受けまして、財産放棄をする方法や、人数を少なくする方法というようなことをお話しさせていただいて、司法書士さん等にご相談するよう伝えました。高齢でもあるし、周りが全部住宅ということで、仕方がないのではないかと思っております。農地にしましても、柑橘がありますが、あまり手入れされていないくて、枯れ枝があつたりして、木自体が枯れている状態でございました。住宅地であることも考えて適當ではないかと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長　　詳しい説明をいただきましたが、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　　それではないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　第2項の説明をお願いします。

事務局　　続いて、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

2月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南1.6kmに位置し、過去に公共投資の対象となっておらず、周囲を宅地に囲まれ孤立した農地であり、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、第2種農地となります。

場所ですが、●●●の方からずっと行くと県道の●●●線ということで、●●●に登るところから少し住宅地に入ったところです。線路の横の線路沿いの農地になります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積は297m²です。

転用者は、●●●の会社員の●●●さんと妻の●●●の●●●さんで取得される持分はそれぞれ1/2です。所有者は●●●、●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●夫婦さんは、現在、1才の子どもと3人家族で、●●●のアパートに住んでおられますが、手狭になってきたので、申請地に自己用住宅（1棟）を建設するものであり適当です。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側は用悪水路を挟んで宅地、東側は公衆用道路及び宅地、南側は宅地、西側は農業用水路（●●●用水）に接しており隣接農地はありません。

写真の説明ですが、こちらが申請地になります。宅地に囲まれた農地でございまして、奥の方に線路がございます。こちらが南側から見た農地でございます。こちらが線路側から見た農地でございます。こちらが後ろに通っております●●●用水でございます。

（スクリーンに配置図を表示）

次に土地利用計画図ですが、こちらの配置図のとおり、木造平屋建（床面積91.91m²）の自己用住宅 建築面積97.71m²を1棟建築される計画です。敷地面積は297m²で一般住宅の敷地面積基準の概ね500m²以下を満たしています。建ぺい率は32.8%で、概ね22%以上の基準を満たしております。

用排水計画は、雨水は自然流下で、北側の側溝を通じて、農業用排水路（●●●用水）に放流します。汚水は合併浄化槽から北側の側溝を通じて、同じく、農業用排水路に放流するため適当です。

なお、農業用排水路への汚水の放流については、●●●土地改良区へ事業説明され、水利権者承諾書が添付されており適当です。

被害防除計画ですが、造成は伴わず整地のみを行うものであり、

土砂等の流出の恐れは無く適当です。

こちらが立面図となります。建物の高さは4. 3 mです。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 この件につきまして2月3日に●●●推進委員と事務局と私で現地確認を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりです。現地の写真を見ていただいてわかるように、農地でありながら草はきれいに刈られて管理されておって、他には植えたような形跡がないという状況です。周辺に及ぼす影響というのは、周辺が宅地ばかりということで、何ら問題がないと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
用水路に雑排水、汚水を流すということですが、条件はついてい
るのですか。

事務局 ●●●については条件がついております。条件は、処理水の放流を開始した後は、●●●土地改良区が実施する用排水路の清掃に参加すること、参加しない場合は相当額の欠席料を支払うこととなっております。また入られるときに加入金として、3,000円支払うこととなっております。

議長 とかく住宅が出来たときに、汚水が出るということで、今のような決まりがあるということでございます。
それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 続いて、第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

2月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

こちらの案件は、令和元年12月20日付けで農地法第5条の転用許可を行いました●●●さんの事務所及び資材置場の事業計画の変更案件となります。

この度、新たに許可済地の隣接農地を1筆取得し、事業区域を拡張されるため、計画変更と併せて農地法第5条の申請があつたものとなります。

申請地は、●●●から南へ800m、準工業地域内にあり、過去に農業公共投資の対象となつておらず、周囲を宅地と雑種地に囲まれた孤立した農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

場所ですが、こちらが●●●の交差点ですが、●●●や●●●があり踏切があるところから、ちょっと通りを入つた辺りになります。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積249m²、許可済地と一体利用地を含めた全体面積は2,115.42m²です。

転用者は、●●●の●●●の会社役員の●●●さんで、所有者は●●●の無職の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは●●●を営んでおられ、現在、●●●地区に事務所がありますが、近年、萩市内だけでなく近隣の市町からの受注も増加しており手狭となってきたため、令和元年12月20日付けで農地法第5条の転用許可を受けて申請地を取得し、事務所、資機材置き場、駐車場を整備中でございますが、一時残土置場のスペースが不足するため、新たに申請地を取得するものでございます。

譲渡人の●●●さんについても、申請地の農地には進入路も無く、●●●歳と老齢により土地の管理もできないため譲渡されることとなりました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は水路を挟んで宅地と境内地、東側と南側は転用許可済地、西側は荒廃した田と接しておりますが、西

側からの農地への進入路も確保されており、所有者の隣接農地承諾書が添付されているため問題ありません。

写真の説明ですが、こちらが全体の許可済地を西側から撮ったものでございます。こちらが、南西から北西、今、砂利等一部埋め立てられております。こちらが東側から撮った写真でございまして、こちらが進入路の方を撮った写真でございます。こちらに事務所が建つ予定ですが、まだ建設されておりません。申請地の方が、三角形の部分でありますと、こちらの奥の方が隣接農地になりますが、ハス田だったということですが、ついぶん耕作放棄された状況でございました。こちら申請地の拡大の写真ですが、こちら続きのところを購入される計画でございます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの東側の市道から進入路が設けられており、こちらが許可済地の資材置場となります。こちらが、今回新たに取得される農地で、既存の残土一時置場 (520 m^2) の拡張となり、拡張後の残土一時置場は 769 m^2 となり、変更後の事務所・資材置場の全体面積は $2,115.42\text{ m}^2$ となります。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で、まだ設置されていませんが、資材置場敷地内の側溝を通じて東側の市道側溝へ排水させ、汚水は東側市道内の公共下水道下接続させる予定であるため適当です。

被害防除計画ですが、 40 cm の盛り土を行い整地し、法面は土羽整形で保護するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 この件につきまして2月3日、先ほどの第2項と同じく●●●推進委員と事務局と私で現地確認をしております。内容については事務局から説明がありましたように、もとはここ一帯がハス田でありまして一時期は良いハスも獲れていたのですが、今ではこういった形で耕作放棄地というようなかたちになっております。申請地については進入路も無いというようなことで、今、延長で●●●さんが

やって埋めていただければそれに越したことはないんじゃないかと思っております。隣接農地の方も出来れば一緒にして欲しいくらいの状況でありまして、特に深い田んぼでありますので、水田、あるいはほかの畑作というものは一切不可能な状況でありますので、隣接農地への影響ということも一切ないと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは採決いたします。それでは第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第11号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第11号「事業計画変更の承認について」を説明いたします。議案は7ページです。

第1項の計画変更は、先ほどの議案第10号第3項で説明しました、令和元年12月20日付けで農地法第5条の転用許可を行いました●●●さんの事務所及び資材置場の工事期間の延長と計画の所要面積の変更に関するものです。

工事の期間の延長についてですが、現在の進捗状況については、用地は一部造成済みで、一部資材置場として利用されておりますが、奥側の方の造成は未完了で、事務所、側溝等は未整備でございます。

当初の計画の工期は許可後から令和3年12月19日まででしたが、工事残土が多く集まらず農地部分が思わず多く残ったことにより未完了のため、このたびの5条申請の許可後から2年、令和6年2月14日までの、2年間延長を行うものであります。

また、計画の所要面積については、一時残土置き場のスペースが不足するため、249m²追加することにより、全体面積2,115.

42m²への変更となります。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第11号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第12号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第12号第1項についてご説明いたします。議案は9ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

申請地は、●●●、登記・現況地目は畠、面積は336m²の内2.25m²、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●です。

こちらにつきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するため必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第12号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第13号「現況確認書の交付について」を議題に供します。

第1項から第3項まで一括して説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第13号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は11ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東に200mに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は220m²外1筆、合計面積は294m²です。申請人は●●●の●●●さんです。

申請地ですが、このあたりに●●●がありまして、道路沿いから少し入った自宅の前の道のこちらになります。

申立てによると申請地は、1985年頃にコンクリート舗装され進入路として使用しており、農地として使用していないということです。

本調査によると、●●●はコンクリート舗装された進入路として使用されておりまして、小さい三角形の方の●●●は、真砂土や砂利敷きで整地され、一部には庭木等が植えられており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

2月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、●●●会長と事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西に1kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は125m²で、申請人は●●●の●●●さんです。

場所は、こちらに●●●と●●●の●●●がございましてこちらの県道●●●号線、そこから西に400m入ったところの家の前の農地となります。

申立てによると、申請地は、平成5年7月に新築された●●●の住宅の車庫として当時より使用されており、現在は、コンクリート舗装され、カーポートが設置されているということです。

本調査によると、申請地はコンクリート舗装され、カーポートが設置されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項について説明いたします。

2月2日、同じく●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南2.1kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は609m²外5筆、合計面積は2,439m²で、申請人は●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらの地図のとおり、●●●の方から●●●の●●●の県道●●●線、●●●沿いの農地となります。

申立てによると、申請地は、10年以上前から耕作放棄により、雑木等が生い茂り山林化しているということです。

本調査によると、申請地●●●、●●●、●●●、●●●、●●●は竹や雑木等の繁茂により山林化しており、●●●は雑木等の繁茂のほか、一部には倉庫が建っており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案13号の報告は終ります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年2月15日

萩市農業委員会会長 片岡 篤

委員 田林 廣

委員 国崎 弘明